

明石市地域福祉計画策定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成27年2月13日制定)第10条の規定に基づき、明石市地域福祉計画策定委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、明石市情報公開条例(平成14年条例第5号。以下「条例」という。)第11条各号に掲げる情報について検討するとき、又は公開することにより、公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

2 開催については、開催予定日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題の概要、傍聴定員、申込方法及び申込期限等の傍聴に必要な情報を市の広報誌等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

(会議録の作成)

第3条 会議の記録は、発言者氏名及び発言内容の要旨を記載した会議録を作成するものとする。ただし、必要やむを得ないと認めるときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、発言者氏名を省略することができる。

(会議録の公開)

第4条 会議録は公開とする。ただし、条例第11条各号の規定に該当する場合には、出席委員の過半数の議決により、会議録の全部又は一部を公開しないものとすることができる。

(傍聴の許可)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、福祉部福祉総務課に事前に申し込まなければならない。ただし、定員は10名以内とし、申込みの先着順とする。

(資料の配付)

第6条 傍聴者に会議資料等を配付するものとする。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、事前の傍聴の許可に関わりなく、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の自由な発言の妨害になると認められる者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が、会議の公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないとして、傍聴を不相当と認めた者
(傍聴者の行為の制限)

第8条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
(2) 議事進行を乱すような私語、談話、拍手等を行うこと。
(3) 写真機、録音機等の記録装置を用いて会議を記録すること。ただし、許可を得た場合を除く。
(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。
(傍聴者の退場等)

第9条 会長は、傍聴者が前条各号に掲げる行為をしたとき、第2条により非公開と決定されたとき、その他会議運営上必要と認めたときは、退場を命じることができる。

2 傍聴者は、会長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則 (平成18年2月10日制定)

この要領は、制定の日から施行する。ただし、第2条第2項の規定については、制定の日後最初に開催する会議から適用する。

附 則 (平成22年6月15日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (平成27年5月28日制定)

この要領は、制定の日から施行する。